

一宮市老朽空き家解体工事費補助における 完了実績報告書の提出書類

報告期限は工事完了日から **30 日** 以内又は当該年度の **11 月 30 日**（※1）までのいずれか早い時期になります。なお、書類審査・訂正完了後に受付（完了報告日）となりますので、期限に余裕をもって提出してください。（※1:閉庁日の場合は、翌開庁日）

図書の種類	摘 要
☐ 老朽空き家解体工事 完了実績報告書	様式第 10 号。 ウェブサイトからダウンロード可。 【ページ ID】1024106
☐ 工事請負契約書の写し	契約書の 契約日 及び 着手日 は補助金交付決定通知の交付日以降であること。 申請時から解体工事業者を変更する場合、建設業の許可もしくは解体工事業登録をしている業者と契約すること。
☐ 請求書又は領収書の写し	契約業者が発行したもの。 申請時の見積書と請求書等に相違がある場合、見積書又は契約金額の内訳書の添付が必要。
☐ 工事後の写真	完了時が確認できる写真（2、3 枚程度）の添付が必要。 ※完了時の写真は、建物を除却したことが確認できるよう、工事前の写真と同じ位置から撮影すること。
☐ 建設リサイクル法の届出の 受領証の写し	床面積 80 ㎡以上の解体工事においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）（建設リサイクル法）の届出の受領証の写しの添付が必要。
☐ その他	申請手続き上必要に応じて提出をお願いする書類。 例：老朽空き家解体工事業計画、契約金額の変更に伴う内訳書など

次のいずれかに該当する変更が生じた場合は、『補助金交付変更申請書』の提出が必要です。

1) 補助金の額の変更 2) 申請者の変更

また、工事を中止する場合は、『中止届』の提出が必要です。

※変更が生じた場合や、工事を中止する場合は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

☆市窓口のほか、オンラインでも完了実績報告が可能です。

ご利用の方は右記二次元コードより報告をお願いします。

※ウェブサイトからもオンライン報告ページを開くことができます。

ページ ID : 1024106



【お問い合わせ】住宅政策課対策グループ 電話（0586）85-7010（直通）

Fax（0586）73-7809